



# 声のラン

## 声①

現在、借家で暮らしています。

将来、マイホームを建てようと思い、資金面を中心にいろいろと調べています。

家を建てる時、また建てた後はどのような税金がかかりますか？

また、税金はどのような建物を対象に、いつを基準にかかりますか？

## 答①

建物を建てると、不動産取得税や固定資産税・都市計画税などが課税されます。

不動産取得税は、建物や土地を取得した時に1度だけ課税される北海道の税です。固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日に所有している建物や土地に対して、その年の4月1日から始まる年度の税として課税される市の税です。

ここでいう建物とは、屋根と三方以上を囲う壁があり、土地に定着しているものことです。例えば、車庫は、この条件を満たすものがほとんどですので、大半が課税されます。屋根はあるものの壁が三方ないカーポートなどは課税されません。

また、9・72平方メートル未満の登記されていない建物も課税されません。

固定資産税の税額は、建物を建築したときに、面積や仕上げ、設備など内部を調査し決定されます。建物新築・増築するとこの調査が必要になりますので、工事が完了したときはご連絡願います。

前述のとおり、固定資産税は1月1日に所有している建

# マイホームにはどんな税金がかかるの？

《30歳代男性》

物に課税されます。したがって、建物を取り壊すと、その翌年から課税されなくなります。例えば、12月31日に取り壊すと翌年度は課税されなくなります。次の年の1月2日に取り壊したときは、翌年度も課税されます。

市の職員が年に一度市内のすべての建物について状況を調査していますが、調査した後に取り壊すと把握できないことがあります。

建物を取り壊したときはお手数ですが、その年内にご連絡ください。

適正で公平・公正な課税を行うため、皆さんのご協力をお願いします。

税務課家屋係  
☎(24)0168



住宅の建築が続く新興住宅地。

## 【ワンポイントメモ】

新築した住宅は新築後一定期間、固定資産税額が減額される制度があります。一般の住宅であれば新築してから3年間（長期優良住宅は5年間）、3階建以上の中高層耐火住宅などについては5年間（長期優良住宅であれば7年間）減額されます。

## 案内

「声のラン」では、おもに「市長への手紙・ポスト」や「広報広聴モニター」の声と、その答えをご紹介します。そのほか皆さんからの一般的な質問などもご紹介しますので、普段から疑問に思っていることなどを、お手紙などでお寄せください。ただし、ほかの市民にも参考になる内容を採用させていただくため、個人的なことなどを掲載することはできません。また、質問の内容を確認する必要上、お手紙には必ず連絡先と名前をご記入ください。【〒066-8636 / 千歳市東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課 宛】